

◎新潟県告示第781号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

平成27年5月15日

新潟県上越地域振興局長

- 1 変更した指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 変更の年月日  
平成27年4月22日
- 3 変更した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○変更前（平成21年12月8日指定） 糸魚川市南押上3丁目329番26	5.45	26.64
○変更後 糸魚川市南押上3丁目329番26、 329番28、329番29	5.45	38.87